

埼玉県よろず支援拠点事業における事務業務等に係る労働者派遣業務に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

埼玉県よろず支援拠点事業における事務業務等に係る労働者派遣について、労働者派遣事業者からのプロポーザル（企画提案）により、派遣元事業主の業務遂行能力や派遣料金等を総合的に審査し、最も適格な労働者派遣事業者を選定する。

2 企画提案書の提出を求める事項

（1）企画提案書の提出を求める業務の名称

埼玉県よろず支援拠点事業における事務業務等に係る労働者派遣業務

（2）業務場所

公益財団法人埼玉県産業振興公社

（埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックスティビル10階 他）

（3）派遣期間

令和8年1月5日から令和10年3月31日まで

ただし、公益財団法人埼玉県産業振興公社は、上記派遣期間にかかわらず、令和8年度以降の「埼玉県よろず支援拠点事業」の予算金額について減額又は受託できなかった場合、派遣期間及び派遣人数を変更もしくは当該契約は解除できる。

（4）業務内容

別紙「埼玉県よろず支援拠点事業における事務業務等に係る労働者派遣業務 仕様書」のとおり

3 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することのできる者は、（1）～（8）までに掲げる条件をすべて満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

（2）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年公営企業管理規程第5号。以下「公営企業財務規程」という。）第120条及び埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年流域下水道事業管理規程第17号。以下「流域下水道事業財務規程」という。）第168条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。

（3）提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

（4）提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。

（5）民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成16年法律第75号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

（6）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）により、労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

- (7) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 個人情報の保護や業務上知り得た秘密の漏洩防止に関して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定等、第三者機関の認証を受けている者であること。

4 応募方法

(1) 提出書類

- ア 応募申込書（様式第1号） ※申込者欄は本社の住所、社名、代表取締役としてください
- イ 企画提案書（様式第2号） ※自社制作のリーフレットなど資料を添付しても構いません
- ウ 一般労働者派遣事業許可証の写し又は受理された旨が記載された特定派遣労働者事業届出書の写し/労働者派遣事業許可証の写し
- エ 会社概要（会社案内、パンフレット等）
- オ 個人情報の保護や業務上知り得た秘密の漏洩防止に関して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定等、第三者機関の認証を受けていることを証明するもの（認定証等）の写し
- カ 欠格に該当しない旨の誓約書（様式第3号）

(2) 提出方法

上記「提出書類」の電子データを以下のとおり提出すること。

- ア 提出は電子メールに送信すること。提出先は、「9 問い合わせ及び応募書類の提出先」参照。
- イ ファイル形式は原則としてPDF形式とし、ZIPファイルにまとめること。
- ウ データ容量が大きく、メールでの提出が難しい場合には公社に事前に相談すること。

(3) 提出期限

令和7年11月27日（木）17:00（必着）

※提出後における応募書類の追加及び変更は認めない（ただし、公社の指示による場合は除く）。

5 公募型プロポーザルに関する質問

質問は、「事務業務等に係る労働者派遣に関する公募型プロポーザルについての質問票（様式第4号）」により、令和7年11月13日（木）正午までに、電子メールにて問い合わせすること。送信先は、「9 問い合わせ及び応募書類の提出先」参照。

質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せた上で、令和7年11月19日（水）までに、質問者及び参加予定者に対しE-mailにより通知する。なお、電話による質問には、軽易なものを除き応じない。

6 契約先候補者の決定方法

提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、個人情報保護体制や派遣料金、労働者の事故等に備えた対応及びトラブル発生時の対応等を総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を契約先候補者（以下「候補者」という。）に決定する。

派遣料金については、可能な限り算定根拠を示すこと。

審査の結果は、令和7年12月上旬ごろ、提案者全員に対してE-mailで通知する。

7 契約の相手方の決定方法

候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による労働者派遣契約を締結する。

なお、候補者の辞退や協議が整わない場合及び当該候補者が労働者派遣契約を締結するまでの間に、3に定める条件に該当しなくなった場合は、当該候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、総合点が2番目に高かった者を新たに候補者とし、改めて協議を行う。

8 その他

- (1) 提出書類は返却しないものとする。
- (2) 提案のための費用は、提案者の負担とする。

(3) 契約の相手方は、契約金額に、契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、以下に該当する場合は、免除できる。その場合は、公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下「公社」という）と調整の上指定された書類を提出すること。

ア 保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき。

イ 過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）又は公社又は公社と類似の事業を営む一般財団法人若しくは公益財団法人と同じ種類・規模の契約を1回以上締結しこれらすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

なお、上記契約金額とは、派遣期間（令和7年度～令和9年度）において次の計算式で求めた額の合計額をいう。

（契約時間単価×7（就業時間）×542日（総就業日）×（派遣人数）×110／100（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）

※派遣人数については、仕様書に記載の最大派遣人数にて算出する。

(4) 本事業には別途予定価格が定められており、「埼玉県よろず支援拠点事業における事務業務等に係る労働者派遣に関する企画提案書」（様式第2号）に記載される「派遣料金」が予定価格以内である場合に、審査への参加及び契約を可能とする。「派遣料金」が予定価格を超える場合は審査を行わない。

(5) 提出書類に虚偽の記載がある場合は、失格とする。

(6) この公募型プロポーザルに係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

9 問い合わせ及び応募書類の提出先

公益財団法人埼玉県産業振興公社 経営支援部 経営支援グループ（担当：岡本）

〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックスシティビル10階

TEL 048-647-4085

E-mail desksaiyo@saitama-j.or.jp